

議案第 4 1 1 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「措置」を「処置」に、「

災害応急作業等業務	日額 1,080円
-----------	-----------

」を「

災害応急作業等業務	日額 1,080円 次のいずれかに該当する場合は、上記の額に、それぞれに定める額を加算して支給するものとする（同一日において、次のいずれにも該当する場合は、イに定める額を加算する。）。 ア 夜間（日没時から日出時までの間をいう。）に作業が行われた場合 100分の50に相当する額 イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域、又は市長が著しく危険と認める区域で作業が行われた場合 100分の100に相当する額
-----------	--

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年5月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給

与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

災害対策基本法に基づく避難指示区域等の危険区域において、救助活動などに従事する職員に対する特殊勤務手当の適切な支給について、国から通知があったことを踏まえ、これに準じた所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

災害応急作業等業務に係る特殊勤務手当（日額 1,080 円）に、次の条件に応じて、金額を加算する。

加算の条件	加算額（率）	支給額合計
ア 夜間（日没から日出まで） に作業を行った場合	540 円 (50%)	1,620 円
イ 次のいずれかの区域で作業 を行った場合 ・ 立入禁止や退去命令等が 出された区域（災害対策 基本法等に基づく） ・ 市長が著しく危険と認め た区域	1,080 円 (100%)	2,160 円

※ア、イの両方に該当する場合は、イの加算額を適用する。

（別表第 3）

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

議案第 4 1 2 号

大田市税条例の一部を改正する条例制定について

大田市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

## 大田市条例第 号

### 大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売

渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
  - (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同

項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大田市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和

7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の大田市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大田市税条例

第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 大田市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 大田市税条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 賦課徴収関係

公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、所要の改正を行う。

(第18条、第18条の3)

#### (2) 個人市民税関係

特定親族特別控除の創設に伴う所要の改正を行う。

(第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、  
第36条の3の3)

#### ※特定親族特別控除について

個人市民税において、19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が95万円までは、親等が特定扶養控除と同額の45万円の所得控除を受けられ、合計所得金額が95万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組み。

#### (3) たばこ税関係

加熱式たばこについて、紙巻きたばこの税負担差を解消するため、当分の間の措置として課税方式の見直し規定を新設する。

(附則第16条の2の2)

### 3 施行期日

令和8年1月1日から施行する。ただし、2(1)については地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から、2(3)については令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 1 3 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日まで」を「令和10年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する  
条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

適用期限を3年間延長し、令和10年3月31日までとする。  
(第3条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 4 1 4 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「6人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

## 大田市国民健康保険条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

国民健康保険運営協議会の委員の定数について、県内他市の人口規模及び国民健康保険被保険者数を勘案し、適正化を図るもの。

### 2 改正の内容

委員の定数を減ずる。

区 分	委員の定数	
	現 行	改正後
(1)被保険者を代表する委員	6人	4人
(2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人	4人
(3)公益を代表する委員	6人	4人
(4)被用者保険等被保険者を代表する委員	3人	3人

(第2条)

### 3 施行期日

令和7年11月1日から施行する。

## 議案第 4 1 5 号

### 調停の申立てについて（追認）

次のとおり、調停を申し立てることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 相手方となるべき者  
大田市在住個人

- 2 申立ての理由

令和 3 年 1 1 月 1 6 日に市道二中前線で発生した転落事故について被害者から提出された根拠（領収書や診断書等）に基づく賠償金額を提示し、大田市が直接被害者と示談交渉を行ったが解決には至らなかった。

そのため、令和 6 年 3 月 2 5 日に代理人（弁護士）に委任し、文書にて再度賠償金額の提示を行ったが解決には至らなかった。

この状況を踏まえて、当事者間での交渉では解決が困難と判断し、調停を申し立てるもの。

- 3 申立ての要旨

- (1) 現時点で大田市が把握している損害賠償債務以外の根拠の有無を確認するために同意書の作成を求める。
- (2) 同意書の提出に伴い、各医療機関へ新たな根拠の有無について確認し、根拠が存在した場合は賠償金額の再算定を行い、その支払いを提案する。

#### 4 方針

- (1) 調停が不調となれば、市が把握する以外の債務の不存在確認訴訟を提起する。
- (2) 調停又は訴訟において、必要がある場合は相手方と和解する。
- (3) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（略）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) 略

2 略